

議案第81号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例

(養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成16年養父市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第27条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第31条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成16年養父市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

（養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年養父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第1条 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予された者のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものについては、情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、失職しないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予された者のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものについては、情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、失職しないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

第2条 養父市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあつては、退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前にお</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前にお</p>

現 行	改 正 案
<p>る直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略) (退職者の給与)</p> <p>第31条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき若しくは公務上の災害又は通勤による災害により養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年養父市条例第35号。以下「分限等条例」という。）第2条に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>る直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略) (退職者の給与)</p> <p>第31条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき若しくは公務上の災害又は通勤による災害により養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年養父市条例第35号。以下「分限等条例」という。）第2条に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第27条第1項又は第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当又は勤勉手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第27条第1項又は第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当又は勤勉手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>

第3条 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>(4) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>(3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者</u></p>

第4条 養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>